保育料（給食費）の口座振替による納付について

保育料・給食費は、口座振替により納付していただきますので、「知多市税・料金口座振替依頼書」（ゆうちょ銀行は「知多市税・料金自動払込利用申込書」）を御提出ください。

口座振替取扱金融機関は、次のとおりです。

三菱ＵＦＪ銀行	名古屋銀行	あいち銀行（合併前「愛知銀行」「中京銀行」）	
三十三銀行	三井住友銀行	東海労働金庫	知多信用金庫
半田信用金庫	碧海信用金庫	あいち知多農業協同組合	ゆうちょ銀行

１　手続き方法

「知多市税・料金口座振替依頼書」（ゆうちょ銀行は「知多市税・料金自動払込利用申込書」）に御記入いただき、通帳印を押印し、各園又は市役所幼児保育課に提出してください。申請の約２か月後から振替になります。

２　振替日

毎月２０日（休日の場合は直後の平日）です。

３　その他

（1）残高不足等の理由で振替不能の場合、再度の振替はありません。後日園を通じて納付書をお渡ししますので、納期限までに納めていただきます。

（2）口座振替済通知書は送付されませんので、各種手続きで必要な場合は、口座振替済通知書申込書を記載の上、各園又は市役所幼児保育課に提出してください。

小規模保育事業所及び私立の認定こども園を申し込まれる方へ

市における口座振替は実施しておらず、園での口座振替又は振込での対応となりますので、御了承ください。

（希望園が小規模保育事業所及び私立認定こども園のみの場合、「知多市税・料金口座振替依頼書」（ゆうちょ銀行は「知多市税・料金自動払込利用申込書」）の提出は不要です）

【問い合わせ先】　知多市役所幼児保育課　電話０５６２－３６－２６５９（直通）